

奈良市監査委員告示第 17 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定により定期監査を実施したので、その結果を同条第 9 項の規定により公表します。

令和 3 年 12 月 28 日

奈良市監査委員 東 口 喜代一
同 中 本 勝
同 塚 本 勝
同 森 岡 弘 之

奈 監 第 70 号
令和 3 年 12 月 28 日

奈良市長 仲 川 元 庸 様
奈良市議会議長 土 田 敏 朗 様
奈良市教育長 北 谷 雅 人 様

奈良市監査委員 東 口 喜代一
同 中 本 勝
同 塚 本 勝
同 森 岡 弘 之

定期監査の結果について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定により定期監査を実施したので、その結果を同条第 9 項の規定により報告します。

1 監査対象

市民部 市民課
（市民サービスセンターを含む。）
斎苑管理課
共生社会推進課
男女共同参画室
人権文化センター（中、東、南）
西部出張所
総務課 住民課
（消防局） 総務課 予防課 救急課

(教育委員会)

教育部	教育総務課 教育施設課 地域教育課 学校教育課 いじめ防止生徒指導課 保健給食課
高等学校	一条
中学校	都南 都跡 二名 富雄南 月ヶ瀬
小学校	済美南 大宮 東市 平城西 富雄南 三碓 月ヶ瀬

2 監査期間

令和3年10月11日から令和3年12月27日まで

3 監査方法

令和3年度の財務に関する事務の執行について、あらかじめ求めた令和3年8月末日現在の資料に基づき、地方自治法第199条第2項の趣旨も踏まえ、関係職員からの事情聴取とともに、関係書類の通査、照合等を行う方法で監査を実施した。

4 監査結果

監査した財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められたが、一部において改善を要する事例が見受けられたので、その措置を講じられたい。

なお、指摘事項について措置を講じた場合は、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

また、一部の課において監査結果を出せなかった案件があるため継続監査として
いる。

市民部

斎苑管理課

各種証明書交付手数料の徴収事務について、4月分の関係書類を査閲したところ、手数料受領の際に発行する領収書の控えに金額の記載誤りが見受けられた。また、証明書の種類の記載誤りや証明書の種類が特定できないといった誤りも散見された。

その後の調定手続については問題なく処理されていたものの、そもそも領収書は、金銭授受の具体的な内容を証する重要な書類であり、誤って発行することが許されるものではない。

このことを踏まえ所管課におけるリスクマネジメント報告書を確認したところ、「現金等の不適切な管理に係るリスク」として、現金等の実査や保管の適正化、マニュアルの整備、調定手続の際の誤った処理の防止に関する記述が見られた。また、公金等取扱マニュアルについても同様に確認したところ、「現金を受領し声に出して確認する」ことや「領収書及びお釣りを納入者に確認し

てもらおう」ことなどが記されていた。

しかし、これらの手続が適切に行われていれば、前述のような誤りが起きるとは考えられず、マニュアル等に記載された内容が形骸化していたものと推察される。

所管課においては、今回の誤りを踏まえてマニュアル等の見直しを行い、実現可能で、かつ実効性の高い再発防止策を講じられたい。

(教育委員会)

教育部

教育総務課

(1) 市内に存する小学校をはじめとする各教育施設及び各保育施設から排出される産業廃棄物の収集・運搬及び処分委託に関する契約について査閲したところ、その契約期間が令和3年6月1日から令和4年5月31日までという会計年度をまたいだ1年間となっており、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に基づく長期継続契約が適用されていた。

奈良市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成18年奈良市条例第42号。以下「条例」という。）及び条例運用基準（以下「運用基準」という。）によれば、当該委託契約は、「容器包装廃棄物等の収集運搬処理処分」に関する役務として、条例第2条第2号に定める長期継続契約を締結することができる契約と認められる。しかし、その契約期間については、条例第2条第2号に複数年であることが要件と定められており、運用基準には3年から5年以内とされていることから、その点で所管課の取扱いは条例及び運用基準にそぐわないものとなっていた。

所管課においては、適正に契約事務を行われたい。

(2) 旧並松小学校の行政財産使用許可に伴う電気料金について、平成29年度から令和元年度まで請求していなかったため、当該電気料金を請求することとなった。当初は未収額全額を調定し、納入通知書を発行していたが、納入がなかったため催告を行ったところ、相手方から分納の申出があり分納誓約を受けたことから調定を取り消し、当該年度に分納の履行期限が到来する金額のみの調定を行い、納入通知書を発行していた。また、分納の承認について部長の決裁を受けていなかった。

調定は、歳入を徴収しようとする場合において、内容を調査し、収入金額を決定する重要な行為であり、債権管理の前提となるものであることから、納入通知を行った後に分納する場合については、分納期限に合わせて調定額の変更を行うのではなく、未収額全額について調定を行われたい。また、分納を承認する際には、奈良市教育委員会事務専決規程（昭和49年奈良市教育委員会訓令甲第3号）第3条の規定に基づき、部長の決裁を受けられたい。

【意見】

二名中学校において、令和2年度に新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による学校の一斉臨時休業に係る対応及び臨時休業からの再開等を支援することを目的とした国の学校保健特別対策事業費補助金を活用し、440,100円という多額の切手を購入していた。しかし、令和2年度末の時点でコロナ対策の用途で使用されたものは33,626円(7.6%)に過ぎず、ほとんどが翌年度へ繰り越されていた。

また、国が「学校保健特別対策事業費補助金要綱」の規定に基づき定めた「学校再開に伴う感染対策・学習保障等に係る支援事業実施要領」において、通信運搬費を補助対象経費として定めているため、切手を購入し使用することは認められているが、その使用においてコロナ対策以外の他の用途に転用可能とは認められていない。

このことは、補助金を現金等価物である切手に変え学校内部に留保することとなり、補助金交付の趣旨から外れることとなる。

したがって、購入に当たっては、年度中の必要数量を適正に見定めて、極力、過剰な保有分が生じないような計画を立てた上で購入手続を進める必要があった。

また、管理状態についても、切手受払簿上、コロナ対策以外の他の用途のものと同一に扱われており、補助金の趣旨以外の支出につながる恐れがある。こうした状況は、当該補助金の適正執行及び有効活用に対する学校担当者の注意や認識を欠いた結果によるものと考えられる。

加えて、「学校再開に伴う感染対策・学習保障等に係る支援事業実施要領」によると、この補助金は、校長の判断で迅速かつ柔軟に対応することができるよう、学校教育活動の再開を支援する経費とあるが、教育総務課においては、学校が作成した実施計画書及び実績報告書等を確認し不明瞭な点があれば、学校現場に赴き指導助言するなどして、適正に補助事業が実施されるよう要望する。

【意見】

学校では、保護者から徴収する部活動費、教材費等いわゆる学校徴収金をはじめとする現金を取り扱うことがある。令和元年度に教員による現金の窃盗事件が発生したことを受け、「学校徴収金現金取扱い適正化チェック」を令和2年度から2年計画で、教育総務課職員が学校に出向き、学校徴収金の管理体制の確認をしている。

これまで、学校現場における現金等の管理体制等の確認は行われていなかったことから、教育委員会事務局が積極的にガバナンスの強化に取り組もうとしている姿勢については評価できる。

その取組について、今般の確認方法は、主に「管理体制」について聴き取りにより実施するという手法であった。

今後は、入出金の状況について、出納簿と通帳、現金とを突合するなど、現物を実査する方法も加え、学校徴収金現金取扱い適正化チェックをより実効性の高いものとされるよう要望する。

なお、多額の切手を保有している学校も見受けられることから、切手等の残枚数の確認も併せて行われたい。

地域教育課

奈良市放課後児童健全育成事業施設昼食提供事業者選定委員会について、条例ではなく要項に基づいて設置し、委員に報償費を支給していた。

同委員会設置要項には、組織体であること、採決の方法等の内容が明記されており、「奈良市附属機関及び懇談会等の設置及び運営に関する指針」（平成 27 年 2 月 18 日施行）に基づき判断すると、附属機関に該当することになる。

委員会設置に必要な条例を整備した上で、委員には報償費ではなく報酬として支給されたい。また、条例を整備して附属機関とした際は、費用弁償についても予算化し、適切に支給されたい。

【意見】

従来、市立学校並びに生涯学習財団事務局及び公民館（ただし、分館を除く。以下同じ。）が利用するインターネット回線利用料金は、学校教育課が負担していた。ところが、令和 2 年度に、教育の ICT 環境の整備を目的に学術情報ネットワーク（SINET）が導入されたため、現在、既存の回線については、生涯学習財団事務局及び公民館のみが利用することとなり、同回線の利用料金については、令和 3 年度から地域教育課が負担している状況である。

元々、市がインターネット回線を導入した際は、市の様々な部署及び施設が同じインターネット回線を利用しており、当時、直営であった公民館もその例に漏れるものではなかった。その後、LG-WAN の導入等によりインターネットの利用環境が大きく変化し、様々な部署及び施設が既存のインターネット回線から離脱していったが、市立学校並びに生涯学習財団事務局及び公民館については、既存の回線を継続して利用していた。

このような経緯を踏まえ、既存回線の利用料金についてはこれまで市が負担していたが、現時点においては生涯学習財団事務局及び公民館のみが利用している状況であり、市がその利用金を負担し続けることは不適切と考えられる。

今後も現在の状況が継続するのであれば、その利用料金については生涯学習財団の負担とすることを検討されたい。

いじめ防止生徒指導課

奈良市いじめ防止連絡協議会の報酬及び費用弁償について、課長専決で支給額を決定していた。

報酬及び費用弁償については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項の規定により、本来条例で定めることになっているが、当該協議会については、奈良市報酬及び費用弁償に関する条例（昭和27年奈良市条例第30号）第5条に基づくこととしている。

同条例第5条の規定に基づくのであれば、決裁区分は課長専決ではなく市長決裁になるため、適正に事務処理を行われたい。

【複数課にわたる共通意見】

各所管課において、補助金交付に係る関係書類及び精算条項付き委託料に係る関係書類を査閲したところ、各種補助金又は委託料の執行状況について交付先団体又は受託者から決算報告は受けているものの、その妥当性を確認するための証憑書類の提出までは求めている事例が散見された。

補助金又は委託料の精算を行うにあたっては、厳密な決算チェックが必要であることから、今後は、支出内容が確認できる領収書等の証憑書類の提出を求め、これをチェックすることで補助金又は委託料が適正に執行されているか確認されたい。

なお、領収書を確認する際は、原本の提出を求めるとともに、これを返却する必要がある場合は、当該原本に補助金又は委託料の対象となった旨を記した上で返却されたい。

また、領収書の原本ではなく写しの提出を受ける場合は、当該写しが原本と相違ないことを確認した上で受領されたい。